

# 卸売市場法改正の概要

---

## 内 容

- ①卸売市場法改正のポイント
- ②手続及び決定事項
- ③今後のスケジュール

# 卸売市場とは

---

- **生鮮食料品等の卸売**のために開設される市場であって、
- 卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに**必要な施設**を設けて、
- **継続して開場**されるものをいう。





# 卸売市場の種類

---

- 中央卸売市場・・・国が開設を認可
- 地方卸売市場・・・都道府県が開設を許可
- 小規模卸売市場・・・基準規模未満の卸売市場
- 県内には49の市場があり、その内公設地方卸売市場は6市場。

(千葉, 船橋, 柏, 松戸, 成田, 木更津)

# 卸売市場法とは

---

- 国（農林水産省）が定める、卸売市場が守るべきルールなどをまとめたもの。





# 卸売市場法に関連する規則等

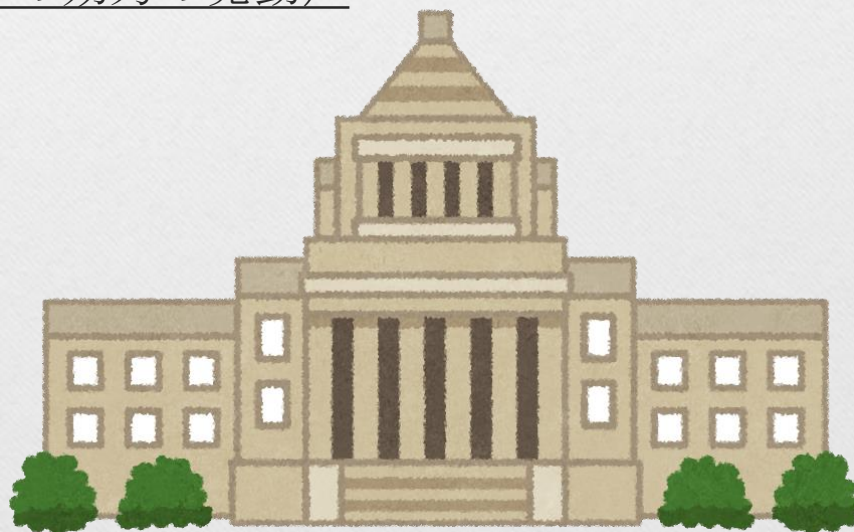
---

- 卸売市場法施行令（政令）
- 卸売市場法施行規則（省令）
- 千葉県卸売市場条例
- 千葉県卸売市場条例施行規則
- 柏市公設総合地方卸売市場業務条例
- 柏市公設総合地方卸売市場業務条例施行規則

# 卸売市場法が改正します

---

- 平成28（2016）年11月：農業競争力強化プログラム
- 平成29（2017）年12月：農林水産業・地域の活力創造プラン
- 平成30（2018）年06月：成立及び公布（内容の確定、公表）
- 2020年6月：施行（法律の効力の発動）





# 卸売市場法改正のポイント

これまでの食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者及び仲卸業者等の機能や卸売市場の高い公共性を発揮し、今後も食品流通の核として堅持すべきである。

	項目	現行法	改正法
市場の開設・許認可等	1 根拠	根拠法は卸売市場法	根拠法は卸売市場法
	2 県条例への委任	法の委任に基づく県条例(委任条例)を制定	県条例への委任なし
	3 国の方針、計画	国が整備方針、整備計画を策定	国が基本方針を策定
	4 県の計画	県が県整備計画を策定	法律上の規定なし
	5 県の審議会	県が県卸売市場審議会を設置	法律上の規定なし
	6 開設	県知事により開設者に対して許可	県知事により卸売市場に対して認定
	7 卸売業者	県知事による許可	法律上の規定なし
	8 仲卸業者	法律上の規定なし	業務規程(開設者許可)
	9 売買参加者	法律上の規定なし	業務規程(開設者承認)
	10 助成(地方市場)	国は施設整備の3分の1を補助	国は施設整備の3分の1を補助
	11 指導・検査監督	県が実施(対象は開設者及び卸売業者)	県が実施(対象は開設者のみ)
取引規制等(地方市場)	12 売買取引の原則	規定	規定(共通ルール)
	13 差別的取扱	禁止	禁止(共通ルール)
	14 取引結果等	取引結果の公表	取引条件・取引結果の公表(共通ルール)
	15 代金決済の確保	法律上の規定なし	業務規程
	16 第三者販売禁止	法律上の規定なし	法律上の規定なし(その他の取引ルール)
	17 直荷引き禁止	※県内の各卸売市場においては、各市場内の	卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなどの
	18 商物一致原則	ルール(業務規程)により定めている。	公正な手続きを踏み、共通ルールに反しない
	19 受託拒否禁止		範囲において定めることができる。

# 3, 4 方針、計画

---

## 現行の卸売市場法

- 国が、卸売市場整備方針、卸売市場整備計画を策定
- 県が、千葉県卸売市場整備計画を策定

## 改正後の卸売市場法

- 国が、卸売市場に関する基本方針を策定
- 県計画は法規定なし

**卸売市場ごとの判断に任せた整備**



## 6 許可制から認定制へ

### 現行の卸売市場法

- 県が許可した卸売市場のみが開設できる。

→ 規制的な制度

### 改正後の卸売市場法

- 県は、高い公共性を持つ卸売市場を、「地方卸売市場」として**認定**する。

※ 開設は自由にできる

→ メリット措置的な制度

引き続き、「地方卸売市場」を名乗るためには、今後、改めて**認定申請**を受ける必要がある。

# 取引規制等（地方卸売市場）

	項目	現行法	改正法
12	売買取引の原則	規定	規定（共通ルール）
13	差別的取扱	禁止	禁止（共通ルール）
14	取引結果等	取引結果の公表	<u>取引条件</u> ・取引結果の公表（共通ルール）
15	代金決済の確保	法律上の規定なし（業務規程）	<u>規定</u> （共通ルール）
16	第三者販売禁止	法律上の規定なし	法律上の規定なし（その他の取引ルール）
17	直荷引き禁止	※ 県内の各卸売市場においては、各市場内のルール（業務規程）により定めている。	<b><u>卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなどの公正な手続を踏み、共通ルールに反しない範囲において定めることができる。</u></b>
18	商物一致原則		
19	受託拒否禁止		



# 1 4 取引条件の公表

---

## 【取引条件とは】

- 1.営業日及び営業時間
- 2.取扱品目
- 3.引渡しの方法
- 4.委託手数料などの出荷者や買受人の負担費用
- 5.販売代金の支払期日及び支払方法
- 6.奨励金等

## 16～19 その他の取引ルール

---

### 現行の卸売市場法

- 義務的な取引規制以外（その他の取引ルール）については、各市場が業務規程で任意に設定できる。

### 改正後の卸売市場法

- 任意に設定できる点は、改正後も同様。  
ただし、**関係者の意見を十分に聴き、定めた理由を公表する。**

認定申請までに、関係者の意見の集約、公表方式の決定、業務規程の策定が必要。



# 各卸売市場で必要になる手続

---

- (1) 関係者で協議して、市場で設定する必要がある「その他の取引ルール」を決める。

→協議の状況及び結果は必ず議事録を残す。

※議事録は認定申請時に添付が必要

- (2) 「その他の取引ルール」を反映した業務規程を作成する。

※業務規程は認定申請時に添付が必要

- (3) 改正後も「地方卸売市場」を名乗る場合は、県に対して、認定の申請手続を行う（2020年1月受付開始）。

# 公表が必要な事項

---

- (開設者による) 卸売の数量及び価格
- (卸売業者による) 卸売の数量及び価格
- 取引条件 (営業の日時、品目、手数料等)
- 取引の方法 (せり売り、相対売りの方式)
- 代金決済の方法 (支払期日、支払方法)
- 「その他の取引ルール」を定めた理由

認定申請時には、上記の事項について、公表されていることを示すことが必要。

①ホームページ、又は ②掲示板の状況



# 法改正後も変わらないこと

---

- 卸売市場の検査は引き続き行う。
- 事業報告書は毎年提出が必要。



# 認定手続のスケジュール

---

- 千葉県では、2020年1月から認定申請の受付を開始する予定。
- 同年6月22日に改正卸売市場法が施行されると、現在の開設許可は自動的に失効。



# まとめ

---

- 市場関係者で協議し、必要な取引ルールの設定を検討する。
- 取引ルールを反映した業務規程を作成する。
- 公表事項を整理して、公表に必要な体制を整備する。
- 認定申請に必要な書類を確認し準備する。
- 2020年の1月に認定申請の受付開始。



**認定の申請**

# 用語の説明

## <用語の説明>

・委任条例	法律または政令により地方公共団体に委任された事項について定めた条例。一般に、条文上においては、「都道府県の条例に定めることにより、〇〇しなければならない。」の表現で条例に委任する。
・業務規程	卸売市場ごとに定められる規則であり、卸売市場の開設・認定申請時に提出する必要がある。記載すべき事項は、市場の名称、位置、取扱品目、取引及び代金決済の方法、品質管理の方法など。
・売買取引の原則	売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。
・差別的取扱の禁止	卸売業者は、出荷者・仲卸業者・売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない
・第三者販売の原則禁止	卸売業者は、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外の者に販売をしてはならない（例外規定あり）
じかにび ・直荷引きの原則禁止	仲卸業者は、当該市場の卸売業者以外から買い入れて販売してはならない（例外規定あり）
・商物一致の原則	販売業者、市場内の生鮮食料品以外の生鮮食料品の卸売をしてはならない（例外規定あり）
・受託拒否の禁止	卸売業者は、販売の委託の申込みがあった場合、正当な理由がなければその引き受けを拒んではならない